

管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託 に関する提案募集要項

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

記

1 業務の名称

管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託

2 業務の内容

業務の内容は、別紙の「管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務の期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録をされている者であること。

イ 公募開始から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、業務実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告日から5年前までに業務を完了したものに限り。

エ 業務責任者及び副業務責任者（以下「管理担当者」という。）は、2年以上の空き家調査に関する実務経験を有する者を配置すること。

オ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

ク 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。

個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行い、了承を受けること。

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、500件程度と想定している。

契約金額の上限は、4,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

契約日は令和3年4月1日以降とする。

ただし、本件管理不全状態のおそれがある空き家の第1次現地調査業務委託に係る予算が成立しないときは、本件プロポーザルは無効とし、契約を締結しない。

この場合において、本件業務のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に、受託希望金額として、「調査1件当たりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない）」を提示すること。ただし、提示する額は、上記(3)の契約金額の上限内で500件以上の調査が実施可能な額とすること。

(5) 秘密保持義務

業務に従事する者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(7) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

(8) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

5 提案書等の提出

(1) 募集開始

令和3年3月11日（木）とする。

(2) 提出締切

持参・郵送とも令和3年3月25日（木）午後5時必着とする。

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(3) 提出物

別紙第1号様式～第4号様式（以下「提案書」という。）を6部提出すること。

なお、添付書類がある場合は、同様に6部提出すること。

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送による場合は、到達状況について、本市に電話にて確認すること。

(5) 提案事項

仕様書「1 業務の目的・概要」及び「5 業務委託の内容」を踏まえ、平時及び緊急時において、円滑かつ迅速に調査を実施するための業務の進め方や体制を提案すること。この提案に当たっては、「7 (2) 評価項目」に十分留意すること。

(6) 提出先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 井上，青山，山田）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478

(7) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、軽易な誤りを除き、提案書等の内容を変更することはできない。
また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとし、複数の提案は認めない。

ウ 提案団体の本業務の従事制限

従事者は1つの提案にのみ参加することとし、複数の提案に参加することは認めない。

エ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が必要と認める場合は、提案者の同意を得たうえで、提案書等の内容を本市が無償で使用できることとする。なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

オ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

カ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法等

本要項に関する質疑については、次のとおりとする（必ず着信確認を行うこと。）。

ア 期限：令和3年3月18日（木）午前10時（必着）

イ 方法：持参，FAX又は電子メールとする。様式は自由。

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

なお、FAX又は電子メールで質問を行う際には、表題を「（提案者名）第1次現地調査委託に関する質問」とすること。

ウ 提出先：京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 井上，青山，山田）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478
電子メールアドレス machisai@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和3年3月19日（金）午後5時までに京都市ホームページにおいて公開することとする。

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

ア 提出された見積書（第4号様式）の受託希望金額（消費税額を含む）に500件を乗じた額が契約金額の上限を超える場合は、失格とする。

イ 提出された提案書等に基づき、(2)の評価項目を審査し、受託候補者を決定する。このうち最も評価点が高い提案者を受託候補者として選定する。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	評価点 (100点満点)
所在地	本店の所在地	本店の所在地が京都市内であるか。	4点
	支店等の所在地	支店や事務所等の所在地が京都市内であるか。	4点
業務実績	管理担当者の同種・類似業務の実績	管理担当者は同種・類似業務の実績を有しているか。 過去5年間の業務実績が対象。	16点
実施体制	(人員配置) 業務遂行に十分な人員が確保されているか。		4点
	(安定的な体制の確保) 委託期間内において、管理担当者等が他に従事している又は従事するための工夫が提案されているか。		4点
提案の 的確性	(緊急時の対応) 平時はもとより、予期できる災害時（台風等）や予期できぬ災害時（地震等）等の緊急時においても、効率的・効果的に調査を実施するための工夫が提案されているか。		24点
	(調査に対する通報者等の理解) 調査を通して、通報者や地域住民、町内会等（以下「通報者等」という。）に安心感を与え、本市の対応への理解を高められる工夫が提案されているか。		16点
	(本市との情報共有) 空き家の状態や通報者等の状況に応じて、本市との情報共有を着実かつ迅速に行うための工夫が提案されているか。		12点
	(通報者等からの相談への対応) 調査時に通報者等から自主的な解決手段の相談等を受けた際の対応方法が提案されているか。		8点
受託希望金額	調査1件当たりの受託希望金額に応じて配点を行う。		8点

※同種・類似業務の実績とは、目視等による建物に関する調査をいう。（書類上の調査は含まない。）

8 選定結果の通知

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

令和3年3月31日（水）までに受託候補者に選定した旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨及びその理由を通知する。

通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に本市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 選定結果の公表

受託候補者の選定後に、提案者名、受託候補者の評価点及び受託候補者の選定結果を公表する。

9 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合は、次に評価点が高い提案者と契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 井上，青山，山田）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3503

FAX（075）222-3478

電子メールアドレス machisai@city.kyoto.lg.jp